|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **デザイン・クリエイティブセンター神戸 施設利用申請書** 　　**確認のチェックを入れてください。**　 申請日：　　　　　年　　 　月 　　日　　　 　　**※下段太枠線内記入不可**　　 |  |  |  |  |  |
|  | 　□ご利用案内（レンタルスペースガイド）の記載事項を、順守いたします。 |  |  |  |
|  | 　**□**利用にあたっては、法令・条例・管理上の規定を守るとともに、利用中に発生した一切の責任は当方において負います。 |  |  |  |
|  | 　□申請内容、その他提出書類と利用内容が異なると認められる場合、利用許可の取消や追加請求を受けても異議はありません。 |  |  |  |  |  |  |
|  | 団体名・法人名 | 　　　　　　　　　(代表者)　　　　　　　　　　　　　　　 印　　　　　 ※必須 (生年月日: 　年　　　月　　 日） |
|  | 住所 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 TEL: － 　 －　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 FAX: － 　 － 　 ※必須 連絡先E-mail:　　　　　　　＠ |
|  | 担当者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | フリガナ | (問合せ先）（請求書送付先：上記と異なる場合のみご記入ください) |
| ※必須 (生年月日: 　年　　　月　 　日） 　　　　　 | 住所：TEL:　　　　　－　　　　　　－  |
|  | 催事名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  | 催事概要 | 〔入場予定者数　　　　人〕　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　メインとして　□ 有　／　□ 無徴収　□ 有　／　□ 無 |
|  | 出展料・ブース代 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　物品等の販売 |
|  | 入場料等徴収 | 　　　□ 有料　　　　　　　　　円／１人 　／　□ 無料 |
|  | 準備期間 | 　　　年　 　月　　日（　　）　　　: ～　　　　　年　 　月　　日（　　）　 　:  |
|  | 開催期間 | 　　　年　 　月　　日（　　）　　　: ～　　　　　年　 　月　　日（　　）　 　:  |
|  | 撤去期間 | 　　　年　 　月　　日（　　）　　　: ～　　　　　年　 　月　　日（　　）　 　:  |
|  | 利用スペース | 料金単価（１Ｈ/**税込**） | 利用時間(9時から21時まで)**㊟連続利用は12時間の利用料金** | 総利用時間**（※利用日数分)** | 　　　利用料金**（※100円未満切捨て）** |
| 1F | KIITOホール | ＠9,500 | : ～　 : | 時間 | 円 |
|  | ギャラリーA | ＠4,800 | : ～　 : | 時間 | 円 |
|  | 楽屋A□・B□・C□ | A＠414/B＠189/C＠234 | : ～　 : | 時間 | 円 |
|  | 控室A□ | ＠516 | : ～　 : | 時間 | 円 |
|  | キッチン | ＠15,000/日（連続使用の初日）＠5,000/日（2日目以降）※ | 円 |
| 2F | ギャラリーＣ | ＠2,000 | : ～　 : | 時間 | 円 |
| 3F | 301 | ＠1,860 | : ～　 : | 時間 | 円 |
|  | 302 | ＠510 | : ～　 : | 時間 | 円 |
|  | 303 | ＠2,310 | : ～　 : | 時間 | 円 |
|  | ＜使用備品欄＞※数量をご記入下さい | ※備品は数に限りがございます。お申し込み順となっておりますのでご了承下さい。 | 円 |
|  | **【請求金額合計】** | 　　**円（税込）** |
|  | ※キッチンの利用日が連続しない場合、都度別予約扱いになり、それぞれ初日が15,000円となる |
|  | 情報掲載 | 領収日 | 請求済み | 管理 | 担当 | 受付 | 受付ＮＯ　　　 | － |
|  | □ 要　 | ／ | □ |  |  |  | 受付日 |
| 令和　　　年　　　月　　　日 |

※暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその利用が認められないときには、利用の許可をせず、　　又は許可を取り消す等の措置をとります。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがあります。